

KAMA ちゃんの「廃棄物ひとくちコラム」

不適正処理事件その後（第4回）

山梨県北斗市における汚泥投棄事件を追う中で

前回は、山梨県北斗市内で発生した粗悪堆肥（汚泥）の不法投棄事件その後について、寄稿させていただきました。今回は、それに関する情報を収集している際、同じ山梨県北斗市内で発生した別の不法投棄事件があったこと、その事件に対する行政対応の甘さが大きな問題になったとの報道を見つけ、興味深く読みましたので、これを紹介させていただきます。

2019年に同市内の土地に木くず等の産業廃棄物が大量に持ち込まれ放置されていることが判り、県の担当部局が保管量の削減を指導しました。（法は、排出事業者の保管を一律に禁止しているのではなく、搬出能力の7日分以下であれば認めており、本件では上限22立方メートルと報道されています。）行為者は、南アルプス市に本社を置く株式会社プロジェクトで、解体業を営んでいます。行政指導により保管量は一時的に減少することもありましたが、時間経過とともに増加し、最大4千立方メートル超にまで達しました。2023年11月になって、ようやく山梨県は、行為者に対し改善命令を発出し、保管上限量22立方メートル以下に減らすよう命令しました。当然のように同社には、これを履行する資金力はなく、改善命令違反で告発を受け、2024年10月末に法人及び社長らに罰金（個人には執行猶予付き懲役刑を併科）の有罪判決が言い渡されました。

不正処理案件としてはありがちな事例と言えますが、本件を巡り県の対応を検証するため「第三者調査委員会」が設置され異例の報告書が提出されたことに驚きました。こうした検証が行われた背景としては、前回お伝えした粗悪堆肥（汚泥）の不法投棄事件が大きく影響していると考えられます。この事件では2016年に措置命令を発出、2018年に行政代執行し、7億円強の県費を注ぎ込んで対策工事を行ったという経過がありました。このときも、2012年頃の初期の住民通報を基にした適切な指導が行われていれば、このような結果には至らなかったのではないかとの声が聞こえていました。山梨県は、この事件の教訓が活かされずに、同様案件に対する行政対応が不適切であったことを認め、「第三者委員会」を設置して検証を行ったのです。

報告書の結論は「事案発覚から4年間にわたり行政指導しながらも重大性を認識していなかったこと、早期に改善命令を発出すべきであった点について、行政の落ち度があった。」としています。県が自らの対応を検証し、批判する異例の報告となっていますが、粗悪堆肥（汚泥）不法投棄事件の教訓が活かされていなかった状況では、この報告結果も止むを得ませんし、こういう総括をしなければ県民も納得しな

ったことでしょう。

また、この第三者委員会報告を受けて、県は再発防止対策を策定し、

- 1 情報共有と庁内連携強化
- 2 指導マニュアルの改善：指導・行政処分基準の明確化
- 3 組織管理・組織体制の充実
- 4 不適正処理を発生させないための根源対策

を挙げています。

この報告書を読んで、私が感じたことは、職員の定期異動や人員削減による監視指導時間の制約などによって適切な指導ができなかったことが大きな原因であるとしている点は、各地で起きてきた不正処理事案と全く同じ話しと思わざるを得ないことでした。古くは香川県豊島、岐阜市椿洞、青森・岩手県境不法投棄事件など多くの事件が行政命令発出のタイミングを見誤ったために、重大化したもので、今回の報道から、改めてそのことを強く感じました。行政機関の職員の皆様には、他山の石とすべく新聞報道をお読みいただき、適切な監視指導をいただくようお願いしたいと思います。

実は、この話には余談があつて、本年2月7日に、株式会社プロジェクトに対して、南アルプス市内の別の場所で廃プラスチックや畳など57立方メートルを保管している件について改善命令が発出されていることが報道されています。57立方メートルという比較的少量でも行政処分を発出していることは、検証結果を受けた対応策に沿ったものと考えますが、行為者に対しては呆れるばかりです。昨年10月末の判決から半年も経過しておらず、再度法違反を犯すことになれば、確実に実刑判決が下ることを知っているのでしょうか。懲りない輩は、廃棄物を取り扱う資格がないと言わざるを得ません。